

個人の町県民税(住民税)

問い合わせ ▶ 税務課
住民税係

☎232-4911

住民税は、町の行政に必要な経費を広く町民の皆さんからその所得に応じて負担してもらうものです。個人と法人のうち、個人に対して課せられるものが個人町県民税です。

納めていただく人 (納税義務者)

その年の1月1日現在、町内に住所を有する人

課税されない人

- ・前年中に所得がなかった人
- ・生活保護法の規定によって生活扶助を受けている人
- ・障がい者、未成年者、寡婦または寡夫に当てはまる人で、前年中の所得の合計が1,250,000円以下の人
- ・均等割、所得割それぞれ条例で定める所得金額以下の人

住民税の申告

毎年3月15日までに前年中(1月1日～12月31日)に所得(農業、営業、不動産、譲渡、配当など)があった人は申告しなければなりません。ただし、確定申告書を提出している人、給与所得だけで、会社などが年末調整し、給与支払報告書が町に提出されている人は申告の必要はありません。

納付方法と納期

普通徴収	金融機関の窓口か口座振替で納税義務者に直接支払いをしてもらう方法です。納期は6月、8月、10月、12月の年4回です。
特別徴収	納税義務者は直接支払いをする必要のない方法です。給与所得のある人について会社などが毎月給与から差し引いて納める給与特別徴収と年金から差し引いて納める年金特別徴収があります。給与特別徴収の納期は6月から翌年5月までの年12回です。年金特別徴収の納期は4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の年6回です。

固定資産税

問い合わせ ▶ 税務課
固定資産税係

☎232-4911

納めていただく人 (納税義務者)

毎年1月1日(賦課期日)現在で、町内に土地・家屋・償却資産を所有する人

税 額

土地・家屋・償却資産の課税台帳に登録された価格に1.4%の税率をかけたものです。ただし、課税標準の特例措置や負担調整措置が適用される場合には、措置後の課税標準額に1.4%の税率をかけたものとなります。

縦覧帳簿の縦覧

土地または家屋の納税者は、毎年4月1日から5月31日まで土地(家屋)価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。

納 期

5月、7月、9月、11月の年4回です。

納めていただく人（納税義務者）

その年の4月1日現在で原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有（使用）している人に課税されます。

身体障がい者などの人が所有し、本人や家族が運転する軽自動車は、障害区分や等級によって軽自動車税が減免される場合がありますのでご相談ください。

ナンバープレートの交付

次の「軽自動車税対象車両」を取得したときは各申告（手続）場所でナンバープレートを交付する手続きを行ってください。持ち主の変更や車両の定置場が町外へ変更になったときは届け出てください。

軽自動車税対象車両

車両の種類		申告（手続）場所	
原動機付自転車	総排気量 50cc以下	(1) 税務課 〒869-1192（役場専用郵便番号） 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 ☎232-4911	
	総排気量 90cc以下		
	総排気量 125cc以下		
	三輪以上 50cc以下		
小型特殊自動車	農耕用 （トラクター・コンバインなど）	(2) 西部支所（光の森町民センター内） 〒869-1108 熊本県菊池郡菊陽町光の森2丁目1番地1 ☎237-6555	
	その他 （フォークリフトなど）		
軽自動車	二輪 （125ccを超え250cc以下 および被けん引車）	熊本県軽自動車検査協会 〒862-0902 熊本県熊本市東区東本町16番3号 ☎050-3816-1758 （軽自動車協会コールセンター）	
	三輪		
	四輪乗用		営業用
	四輪乗用		自家用
四輪貨物	営業用		
	自家用		
小型自動車	二輪 （250ccを超えるもの）	熊本運輸支局 〒862-0901 熊本県熊本市東区東町4丁目14番35号 ☎050-5540-2086	

納税の方法

菊陽町役場がお送りする納税通知書で納めていただきます。

（口座振替の場合は、口座から引き落としになります）

毎年5月末が納期限です。※5月末が休日の場合は翌日です。

納税証明書（継続検査用）

- ①車検に必要な納税証明書は5月にお送りする納税通知書に付属しています。
- ②口座振替による納税の場合、上記の車検対象車両は、振替の確認の後、納税証明書をお送りします。
- ③納税証明書を紛失した場合、税務課または西部支所（光の森町民センター内）で再発行します。その際は自動車検査証（車検証）の原本を持参してください。

